

こ支家第 125 号
令和 6 年 3 月 12 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

都道府県社会的養育推進計画（以下「計画」という。）については、各都道府県等において、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を基に策定の上、これに基づき、児童虐待防止・社会的養護に関する各種施策を推進していただいているところである。

この間、令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われたほか、これに先立つ「令和 3 年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和 4 年 2 月）においては、計画は、資源の計画的な整備方針のためのものとするべきことや、整備された資源による効果や課題に対して、国が適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく必要性等について指摘されたところである。

これらを踏まえ、既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定するに当たっての基本的考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等をまとめ、別添のとおり新たに「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「策定要領」という。）を作成したので、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所、管内の市区町村、施設等の関係機関等に対し周知を図るとともに、この策定要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を行い、令和 6 年度末までに、令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする新たな計画を策定していただきたい。また、策定要領でお示しした取組については、計画の策定を待たず、可能なものから順次速やかに着手していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。